

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 第143回本部会議 記録

日 時／令和5年4月21日（金）

15：00～15：40

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（小玉副知事）】

これより、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部の第143回本部会議を開催いたします。まず、道内の感染状況等について、新型コロナウイルス感染症対策監から説明願います。

【佐賀井新型コロナウイルス感染症対策監】

資料1をご覧ください。道内の感染状況等についてです。まず、スライド1、主な指標の状況について、昨日（4/20）時点で、新規感染者数は、全ての地域で今週先週比が「1」を上回っており、人口10万対では、札幌市61.0人、札幌市を除く地域で75.3人、全道で69.9人と、いずれの地域も、足下で増加がみられます。一方、病床使用率は、札幌市で6.0%、札幌市を除く地域は7.2%、全道6.8%と、いずれの地域も10%を下回り、低い水準で横ばい傾向が続いていております。

続いて、スライド2です。各圏域の状況ですが、新規感染者数の先週比が、多くの圏域で、「1」を上回り、足下で増減を繰り返しており、また、病床使用率は、道南圏で16.2%と高水準となっているものの、足下で大きく減少がみられるほか、その他の圏域は、10%を下回るなど、横ばいの傾向が続いていております。

続いて、スライド3、総評1です。医療提供体制です。病床使用率は6.8%と、10%を下回って横ばいが続いており、札幌市も同様の傾向にあるほか、重症病床使用率は2.5%と、低い水準で推移しております。

感染状況です。国の専門家は、「全国の新規感染者数は下げ止まりの後、足下で緩やかな増加傾向となっている」と指摘しており、道内の新規感染者数は、人口10万対で69.9人と、先月28日以降、先週比が「1」を上回って推移してきたものの、足下で増減を繰り返しているほか、年代別では、30代以下の割合が約5割となっております。

現在の流行株について、国の専門家は、「BA.5系統の割合は低下傾向にあり、XBB系統などが上昇傾向にある」と指摘しており、道内でも、4月に入りXBB系統の検出数に増加がみられます。

季節性インフルエンザは、道内では減少が続き、全ての保健所で注意報レベルを下回っており、国の専門家は、「例年の傾向を踏まえると、今後さらに減少することが見込まれる」と指摘しております。

続いて、スライド4、総評2です。ゴールデンウィークに向けた呼びかけです。4月末からゴールデンウィークが始まりますが、この時期は、旅行や帰省などの移動が活発になり、人との接触機会が増えるため、引き続き、三密回避、人との距離の確保、手洗い等の手指衛生や十分な換気といった基本的な感染対策の実践や、オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種の検討を、道民の皆様に呼びかけてまいります。

5類移行への対応です。国は、5月8日の5類移行を予定どおり行うか、4月下旬に最終確認することとしております。道では、国の考え方を踏まえ、5類移行に向けた必要な準備

を進め、この度、有識者等や市町村のご意見を伺った上で、後程、説明する資料3のとおり、道の対応（案）として取りまとめ、今後、市町村等と連携しながら、道民の皆様に分かりやすく周知するとともに、入院等の段階的移行が円滑に進むよう、医療機関に丁寧に働きかけてまいります。

入院等に関する「移行計画」は、道の対応（案）を踏まえ、本日、国へ提出するとともに、今後、計画で予定しております、最大確保病床1,862床を活用していくことはもとより、新たな医療機関における患者受入の対応について、丁寧に働きかけるなど、幅広い医療機関にご協力いただけるよう取り組んでまいります。

続いて、スライド5、総評3です。5類移行後の基本的な感染対策について、国は、個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、その判断に資するよう、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなどを示すとともに、業種別ガイドラインの対応や患者の療養期間などの国から示された考え方について、道は、速やかに周知を進めてきており、引き続き、5類移行に関する情報が国から示された場合には速やかに周知するなど、道民の皆様や事業者の方々が適切に対応できるよう、情報発信を行ってまいります。

現在の道の対策本部は廃止し、その後は、5類への円滑な移行を進めるとともに、これまでを振り返り、新たな感染症危機への備えの検討や病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の初動対応のため、知事を本部長とする新たな全庁的体制を構築してまいります。

次に、スライド6以降について、何点か主要な動向等を補足説明いたします。

スライドを少し飛ばしまして、スライド18をご覧ください。棒グラフの右側のとおり、どの年代も足下で増減を繰り返している状況の中、左側の円グラフのとおり、その割合では、引き続き、30代以下が最も高い状況にあり、48.0%と足下で増加傾向にあるほか、40代から50代の割合が27.8%、60代以上は24.2%と、その割合は足下で、若干減少傾向にある状況にあります。

次に、スライド19をご覧ください。集団感染の発生状況ですが、足下で、若干増加傾向にある状況でございます。

続いて、スライド20をご覧ください。ワクチン接種は、上段の表、オミクロン株対応2価ワクチンは、18日現在、VRSベースで約258万2千人、接種率は49.8%と全国を上回っており、このうち、65歳以上についても、約128万4千人、接種率は76.7%と、全国を上回っている状況でございます。

スライド21をご覧ください。令和3年6月より運営を開始しておりました、北海道ワクチン接種センターについては、先月26日をもって終了し、この間、ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ノババックスの各ワクチンの接種を実施し、接種回数は、合計で10万3,724回となっております。これまで、運営にご協力いただいた、道医師会、札幌医科大学、道薬剤師会、道看護協会には、この場をお借りして、改めてお礼を申し上げます。

スライド22をご覧ください。令和5年度のワクチン接種は、予防接種法の下、自己負担のない特例臨時接種が1年間延長され、5月8日からの春開始接種は、65歳以上の高齢者や基礎疾患がある等の重症化リスクが高い方、医療従事者等を対象に1回の接種を行うこととされるとともに、9月からは、5歳以上の全世代を対象として1回接種とされたほか、初回接種は、生後6か月からの全年代で、1年を通じて接種を進めることとされたところでございます。

続いて、スライド23をご覧ください。令和5年度の道の取組は、市町村支援として、これまでと同様、接種体制や、ワクチン配分数など、国の情報の速やかな提供のほか、ワクチンの小分け移送など、きめ細かな支援とともに、道民の皆様への広報についても、子ど

もの接種や、5月からの春開始接種など、今年度の接種体制について既存の広報媒体や、チャットボットを活用して周知を図るとともに、副反応や後遺症に関する情報発信も引き続き進めてまいります。また、ワクチン接種相談センターについても、道薬剤師会のご協力のもと、引き続き、運営を継続してまいります。

その他のスライドについては、本日の説明に関するデータや情報ですので、後ほど、ご覧いただきたいと思っております。資料1の説明は以上となります。

続きまして資料2をご覧ください。資料1について、専門家や有識者の皆様にご意見を伺うとともに、市町村や関係団体の方々にも事前にお知らせしてまいります。

有識者、専門家の皆様からは、「概ね妥当」である旨のご意見をいただいております、その主な内容をご紹介しますと、1「現在、緩やかに感染者数は増加傾向であるが、5類移行に向けて重要な時期であり、BA.5からの置き換わりも進んでいるようなので、混乱をきたさぬよう対応いただきたい。」、2「国の専門家から、第9波の可能性も言及されているのでモニタリング等をしっかりやっていただきたい。」などといったご意見が寄せられております。こうした面については、今後の対策の参考としてまいります。

資料2の説明は以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う道の対応について、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策監から説明いたします。

【佐賀井新型コロナウイルス感染症対策監】

資料3をご覧ください。資料1の総評でも若干触れましたが、表の左側の「国の考え方」ですが、まとめて総括的にお話しをしますと、国では5類移行にあたり、まず、医療提供体制は、広く一般的な医療機関での対応を目指すことを基本に、これまで対応いただいた医療機関に引き続きの対応をお願いしつつ、新たな医療機関の参画を促すための取り組みを進めながら、来年4月の診療報酬・介護報酬の同時改定を通じ、新型コロナ対応を一般医療に組み込んだ新たな診療報酬体系による医療提供体制に移行させていくとともに、都道府県による移行計画の策定や設備整備等の支援を通じて、冬の感染拡大に先立って、対応する医療機関の維持・拡大を促していくこととしております。

また、国では、高齢者施設等の対応では、重症化リスクの高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、医療機関との連携強化や療養体制の確保等の各種政策・措置は、当面継続していくこと、また、医療費の自己負担等に係る一定の公費支援は、期限を区切って継続すること、自治体の受診相談機能の継続のほか、外出自粛を求めなくなるため、自宅療養者への物資支援や隔離のための宿泊療養施設は廃止すること、患者の発生動向の把握は、現在の全数把握から、定点把握による感染動向把握への移行や、無料検査事業の廃止、また、ワクチン接種では、予防接種法の下、特例臨時接種を1年間延長することとし、更には、特措法に基づく、政府対策本部や基本的対処方針を廃止するといった方針を示しております。

道では、こうした国の考え方を踏まえた上で、必要な準備を進めてきており、一昨日に専門会議、昨日には有識者会議を開催し、それぞれ委員からのご意見を伺った上で、表の右側の「道の具体的な対応」を、案として取りまとめたところでございます。

それでは、スライドの表の右側、1つ目の黒四角、「外来対応」についてご覧ください。

道では、外来対応医療機関の維持・拡大に向け、これまで診療に対応いただいた医療機

関に対して、引き続き、対応を依頼していくほか、新たな医療機関の増加に向け、医療関係団体等と連携し、5月8日の移行前から診療実績のある医療機関を中心に働きかけてまいります。

次に、「入院・入院調整」ですが、新たな医療機関の受け入れ等を進める移行計画の内容ですが、スライド2をご覧ください、まず入院体制では、表の中ですが、最大入院患者数として見込んだ2,407人を、道内の全病院（538機関）で対応することを想定し、新たな医療機関における患者受け入れの対応を丁寧に働きかけるなどしながら、幅広い医療機関への協力依頼を進めるとともに、軽症や中等症、重症といった分類による各医療機関の役割分担や位置づけ等について、確認、調整してまいります。また、入院調整では、原則、医療機関間の調整を推進するものの、重症患者や、圏域間調整、感染拡大時などには、行政が引き続き関与し、対応してまいります。

続いて、スライド3、「病床確保料」になりますが、位置付け変更に伴い、補助単価等が見直されることから、その内容について医療機関等へ丁寧に説明を行い、改めて病床確保の協力依頼をしてまいります。

次に、「高齢者施設等の対応」では、施設の感染状況に応じた看護師や専門家の派遣など、施設を所管する市町村等と連携しながら、支援を継続することに加え、集中的検査や施設内療養を行う高齢者施設への補助を当面継続してまいります。

続いて、スライド4、「各種施策」では、まず、相談窓口や健康観察の対応として、健康相談センターに陽性者サポートセンターの体調急変時の相談等窓口を統合し、5月8日から一元化するとともに、登録センターの受付や、高齢者等の健康観察も5月7日で終了し、療養時の体調悪化等は健康相談センターで一括して対応してまいります。

続いて、「自宅療養」では、食糧品などの自宅療養セットは、5月7日の受付をもって終了し、パルスオキシメーターは5月6日の受付を持って終了するほか、自宅療養者への診療に対応する医療機関へ、引き続き、取組を依頼してまいります。

次に、スライド5、「宿泊療養施設」では、道所管の11施設のうち、3施設はホテル業再開により、3月31日付けで終了済みとなっております、残る8施設は、療養者に5月8日の退出を了解いただいた上で、5月7日をもって受付終了といたします。

続いて、「無料検査事業」は、5月7日で受付終了とし、その旨、事業者や関係団体等へ周知するほか、利用者など一般向けにも道のHPやポスター等で周知してまいります。

続いて、「患者の発生動向の把握」では、定点把握での対応として、道立衛生研究所の感染症情報センターで週1回、定点機関からの報告数を公表するほか、今後、国の考え方の下、インフルエンザ同様の注意喚起を実施するとともに、引き続き、ゲノム解析を行い、変異株の発生動向を把握してまいります。

続いて、スライド6、ワクチン接種では、国の方針を踏まえ、引き続き、希望される方の接種が円滑に進むよう、市町村の取組を支援するほか、道薬剤師会に運営を委託しております、道のワクチン接種相談センターは継続してまいります。

次に、「対策本部体制」では、5類への円滑な移行とともに、これまでを振り返り、新たな感染症危機への備えの検討や、病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の初動対応のため、新たな全庁的体制を構築するとともに、有識者会議や専門会議を引き続き設置し、新たな感染症危機への備えの検討等に当たり、意見を伺ってまいります。

最後に、「特措法に基づく措置」について、新型コロナ対策の基本事項等を定めた「北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱」の廃止のほか、「第三者認証制度に関する道の要綱」についても廃止します。資料3の説明は以上でございます。

次に資料4をご覧ください。先に説明したとおり、資料3について、専門会議や有識者会議を開催し、各委員の皆様のご意見を伺うとともに、市町村や関係団体の方々にも事前にお知らせしているところでございます。

有識者、専門家の皆様からは、「概ね妥当」である旨のご意見をいただいております、その主な内容をご紹介しますと、1-①「平時と感染拡大時の対策をあらかじめ検討することで、重篤化する感染を抑制でき、混乱を避けることができる。5類移行後も、発熱者が今までどおり、治療を受けられる体制が大切。」、1-④「感染を疑う患者が速やかに安心して受診できるよう、新たな診療機関を随時公表するなど、わかりやすく「見える化」してほしい。高齢者施設等の対応について、看護師や専門家派遣、検査体制の維持など、引き続き、きめ細かな対応をお願いします。」、1-⑥「コロナの経済的な後遺症に対し、相談体制の充実や、きめ細かな支援をお願いします。感染した場合の対応やワクチン接種等も含め、何がどう変わるのか、道民や事業者にしっかり周知いただきたい。」、1-⑨「5類移行後の外来医療機関の拡大や入院調整について、市民生活に影響が出ないように、十分な体制を構築してほしい。」、1-⑩「病床確保、医療体制の整備が重要な課題。移行をスムーズに進めるためにも、柔軟性を持って、体制を構築できる仕組みの検討が必要。普段の生活を取り戻すことを実感できる形で作っていかねばならない。マスクの着脱など、より柔軟に個人個人が判断できるような広報をしてほしい。経済や生活困窮者の課題の深刻化についても、きめ細かに状況を見ながら検討を進めていただきたい。」などといったご意見が寄せられました。

また、市町村や関係団体の方々からは、2-②「5類への移行により、感染症対策は、個人や事業者委ねられることとなるが、今後も市町村との連携のもと、道民や事業者等へ感染予防に係る情報提供をお願いしたい。」などといったご意見が寄せられており、こうした中では、分かりやすい情報発信が重要であるなどのご意見が多かったことから、道といたしましては、こうしたご意見も踏まえつつ、丁寧な情報発信に努めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

ただいま説明のありました「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う道の対応」について、決定いたしたいと考えております。よろしいでしょうか。それでは、そのように決定いたします。

次に札幌市の感染状況につきまして、オブザーバー出席いただいております札幌市保健所の山口感染症担当部長から説明をお願いいたします。

【山口札幌市感染症担当部長】

資料5に基づきまして、札幌市の感染状況についてご説明をいたします。それでは、最初のスライドをご覧ください。新規感染者の1週間の合計につきましては、昨日の4月20日時点で1,196人、市の人口10万人当たり換算いたしますと、60.7人となっております。

次のスライドをご覧ください。市内の入院患者数、黄色い棒グラフでございますが、この推移について見ますと、直近では46人となっております、新規感染者数、入院患者数ともに低い水準で推移をしている状況でございます。また、重症患者の赤い折れ線グラフでございますが、4月3日以降、ゼロの状態が続いております。

札幌市の新型コロナウイルス感染症の5類移行に向けた対応でございますが、医療提供面での対応は、関係団体等と連携しながら情報共有等を進めているところでございます。

また、市民周知といたしましては、5月1日頃に配布予定の広報さっぽろ5月号にて特集記事を制作しているところでございます。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に、各部、振興局から順次発言をお願いいたします。まず、経済部長、お願いします。

【中島経済部長】

資料6をご覧ください。北海道スタイルの取組についてであります。国が示した考え方では、基本的な感染対策につきましては、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となることに鑑みまして、これまで企業等と道が連携し、幅広く道民運動として展開してまいりました北海道スタイルの取組は、5月8日に予定される5類への移行に合わせて、終了いたします。

北海道スタイルの取組により、手指衛生の習慣化をはじめ感染対策意識の向上が図られましたことから、こうした成果が取組終了後も引き継がれるよう、情報共有を行いますとともに、これまで構築してまいりました企業等とのネットワークを活用して、感染拡大時の注意喚起などにも取り組んでまいります。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に総務部長、お願いいたします。

【藤原総務部長】

資料7をご覧ください。5月8日以降の庁内の感染対策についてでございますが、国の示した考え方等を踏まえまして、「2」にありますように、基本的な感染対策の見直しのとおり整理しておりますので、ご説明を申し上げます。

まず、マスクの着用につきましては、引き続き、個人の判断といたします。そして、フットプリントの設置、ソーシャルディスタンスの確保など三つの密の回避や人と人との距離の確保を図るための取組や、入場時の検温、アルコール消毒液の設置、また、アクリル板などパーティションの設置等といった感染防止対策につきましては、廃止、撤去を予定してございます。

また、感染等発生報告や出勤前の健康チェックなどについて、職員に求めてきたところでございますが、こちらについても廃止をいたします。ただし、それぞれ※印で書いてございますが、持病など重症化リスクの高い職員は、流行期に不特定多数の人がいる混雑している場所等を避けること、こういったことについて、自ら注意することを奨励いたしますほか、検温やアルコール消毒液の設置について、多数が集まる会議やイベントなどでは、必要に応じて設置するほか、購入済の消毒液の使用については、使用期限に留意しながら、適宜使用していただきたいと思っております。

また、アクリル板などパーティションについては、窓口や受付等多くの人と対面で接する場所につきましては、当面、設置を継続することとしたいと思います。そして、アクリル板を撤去する場合であっても、次の感染拡大期に備えまして、各所属におきましては、適切な管理をお願いいたします。

次に青い部分でございますけれども、手洗い等手指衛生や換気につきましては、基本的感染対策として有効であるとされておりますことから、引き続き、継続いたします。また、時差出勤、在宅勤務につきましても、働き方改革の観点から、継続して取り組んでいくことといたします。

また、「3」の委託事業者・道有施設管理者に対しましては、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本である旨を所管課から周知することをお願いいたします。

最後、スライド2枚目でございますけれども、こうした5月8日以降の対応につきましては、4月末に庁内へ通知を予定しております。庁内における感染対策に関しまして、庁舎内や執務室でのポスターや啓発チラシの掲示につきまして、各部局のご協力をお願いいたします。

私から以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に誘客担当局長、お願いします。

【中尾誘客担当局長】

資料はございませんが、HOKKAIDO LOVE!割についてのご報告でございます。5月8日以降の全国旅行支援における利用条件や感染対策などの取り扱いにつきましては、現在、国において検討中であり、来週考え方が示される予定と伺っております。道としても観光庁から通知があり次第、有識者への意見照会を行った上で公表を行ってまいります。

なお、HOKKAIDO LOVE!割は、7月14日までご利用が可能となっております。おかげさまで大変ご好評をいただいております。一部におきましては、販売額は予算額に達した事業者もあるようでございますが、旅館やホテルの直販サイトなどをはじめとして、まだお求めいただける施設も多数ございますことから、引き続き、皆様のご利用をお待ちしております。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

次に教育長、お願いします。

【倉本教育長】

資料8をご覧ください。今月、4月1日から学校における衛生管理マニュアルが改定され、児童生徒及び教職員に対し、マスクの着用を求めないことが基本とされました。4月に行われました入学式につきましても、来賓の方々や保護者の皆様も含めマスクの着用を求めず、身体的な距離を確保して開催されたところです。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後につきましては、下段に書いてございますが、現在、衛生管理マニュアルや出席停止の取扱いの変更が検討されており、国から示され次第、速やかに学校等に周知してまいります。

これまで各学校をはじめ、教育関係者の皆様におかれましては、感染状況等により様々な対策が講じられる中、趣旨をご理解の上、丁寧にご対応いただいております。心から感謝申し上げます。道教委といたしましては、児童生徒の健やかな学びを保障するため、これまでの感染対策の経験を生かし、引き続き、感染症に強い学校づくりに取り組んでまい

ります。

以上です。

【副本部長（小玉副知事）】

次に空知総合振興局長、お願いします。

【白石空知総合振興局長】

空知です。資料9をご覧ください。はじめに、1「感染状況」についてでございますが、右側のグラフにありますとおり、日別の新規感染者数は、昨年11月22日に過去最多となる652人を記録しております。月別では、同じく11月に管内過去最多となる9,323人を記録しておりますが、以降、大幅に減少しております。現在も落ち着いた状況にあります。また、集団感染発生件数につきましては、一時、50件を超えていたものの、最近は一桁台で推移しております。なお、空知管内では令和2年2月27日に初めての感染者が発生して以降、これまでにのべ5万人を超える感染者が発生してきております。

続きまして、2「直近の感染拡大防止の取組」でございますが、まず、3月13日以降のマスク着用の考え方の見直しや、手指消毒の徹底等、年度末・年度始めにおける基本的な感染対策の継続につきましては、リーフレットを作成するなど周知を行ったところでございます。

次に、3「これまで行ってきた主な取組」です。これは振り返りになりますが、まず、注意喚起といたしまして、感染状況に応じ首長と連名でのメッセージを発信しましたほか、広報車で街頭啓発やイベント会場など様々な場面で感染対策について注意喚起を行ってまいりました。

次に、医療機能等の維持・強化といたしまして、ワクチンの早期接種に向け、接種体制の整備への支援などを行いましたほか、発熱外来がひっ迫状況にありました岩見沢市におきましては、医療機関と協議し、運用の拡大などを行ってまいりました。

そして、社会経済活動の維持といたしましては、商工会議所等とも連携をしながら、管内飲食店に対する第三者認証の取得促進、応援クーポンや各種旅行割引支援の利用促進を行ってまいりました。

各項目の先頭に星印のついている取組については、市町村と連携を図りながら行ったものであります。いずれの取組も各市町村の協力なくしては成し得なかったものでございまして、ご協力をいただきました市町村の皆様には、大変深く感謝しているところであります。

最後に、4「今後の対応について」でございますが、5類移行後の感染者の受入れにつきまして、管内の医療機関に協力を依頼してまいります。また、全ての振興局が同じであると思っておりますが、これまでコロナ対策につきましては、市町村や関係機関と連携し取り組んでまいりました。このような協力体制は5類移行後においても、極めて重要と考えております。今後も全ての振興局におきまして、引き続き、こうした市町村や関係機関との協力体制を維持し、今後の感染状況に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【副本部長（小玉副知事）】

この他、各部、振興局からご発言はございませんか。なければ本部長からお願いいたします。

【本部長（鈴木知事）】

本日の道内の新規感染者数は625人、人口10万人当たりでは、72.7人となりました。3月下旬まで減少傾向が長く続いてまいりましたが、3月28日以降、増加傾向に転じ、足下では増減を繰り返す状況となっています。また、全道の病床使用率は、7.1%と10%を下回って横ばいが続き、重症病床使用率についても、1.6%と低い水準で推移しております。

感染が増加傾向にある中で、来週末からはゴールデンウィークが始まります。この時期は、旅行や帰省などの移動が活発となり、人との接触機会が増えることから、これまでも、この時期に感染者数が増加してきた経緯があります。引き続き、手洗い等の手指衛生や十分な換気といった基本的な感染対策の実践や、オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種の検討について呼びかけを行っていただくようお願いいたします。

そして、ゴールデンウィーク後の5月8日には、新型コロナウイルス感染症の5類への移行が予定されております。国は、予定どおり移行するか、来週にも決定する見込みであります。新型コロナウイルス感染症への対応は大きな節目を迎えることとなります。移行に向けては、道としては必要な準備を進めてきたわけではありますが、一昨日の専門会議、昨日の有識者会議に加え、市町村等の皆様にもご意見を伺った上で本日、道の対応を決定いたしました。

また、この決定を踏まえ、国が策定を求める入院等に関する移行計画について、本日、国に提出いたします。今後、計画において予定する1,862床の最大確保病床を活用していくことはもとより、新たな医療機関における患者受入の対応など、幅広い医療機関にご協力いただけるよう、丁寧な働きかけを行うようお願いいたします。

ワクチン接種についてであります。道が設置・運営をしてまいりましたワクチン接種センターについては、3月26日で接種を終了いたしました。令和3年6月から接種を開始し、累計で10万回を超える接種を行うことができました。これまで、ご協力をいただきました北海道医師会をはじめ、札幌医科大学、薬剤師会、看護協会など関係の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

ワクチンの接種については、引き続き特例臨時接種として、無料接種が継続されます。5月8日からは高齢者等を対象に新たな接種が始まります。秋には全世代を対象とした接種も開始されます。新たな接種が円滑に進むように、道民の皆様への情報発信や市町村の支援に努めるようお願いいたします。

また、移行後は、基本的な感染対策の考え方が変わることになります。国は、個人や事業者の判断に委ねることを基本とし、それぞれの方の判断に資するよう、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなどを示しました。こうした国の考え方を踏まえ、新北海道スタイルの取組は終了し、検温や消毒液の設置など庁内における感染対策も見直すことといたします。

5類移行により、医療提供体制やワクチン接種、そして、基本的な感染対策のあり方など、これまでの取組が大きく変化していくこととなります。有識者等の方々、市町村の皆様からは、こうした情報発信の重要性についてご意見をいただいたところでもあります。道民の皆様や事業者の方々に向けて、今後、より一層、分かりやすい情報を速やかにお届けするよう努めていただきたいと思います。

そして、この対策本部といたしましても大きな節目を迎えることとなります。これまで3年以上の長きに渡り、各本部員、地方本部員、さらにはオブザーバーの方々にご参加をいただき、143回の会議を開催し、対策の決定や情報共有を行ってきたところでもあります。

道民の皆様や事業者の方々には、こうした対策の実践にご理解とご協力をいただいていたところであります。関係するすべての皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類となっても、新型コロナウイルスがなくなるわけではありません。道としては、移行を円滑に進め、そして、新たな感染症危機にも備えていくため、私を本部長とする感染症対策連絡本部を新たに設置し、柔軟かつ機動的に対応できる体制を整備してまいります。新たな本部については、関係団体との調整を含めた準備を進め、5月8日の移行に合わせて立ち上げるよう指示をいたします。

最後となりますが、今後、道民の皆様に混乱を生じることなく、円滑に移行していくことが何よりも重要となります。各本部員、地方本部員においては、こうした考えに立ち、様々な対応に万全を期していただくよう、お願いいたします。

以上であります。

【副本部長（小玉副知事）】

本部長から指示のあったことにつきまして、各本部員は必要な対応をお願いいたします。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症対策本部の第143回本部会議を終了いたします。

(了)